

市民税・県民税とは

- 毎年1月1日に住んでいる市町村に納める税金です。
- 前年の1月1日から12月31日までの1年間で一定以上の収入がある場合にかかります。
- 引っ越しをした場合も、その年の1月1日に住んでいた市町村に全額を納めます。

市民税・県民税は前年中の収入金額と控除金額により計算され、6月から課税されます。

- ◎普通徴収…年4回(6月末・8月末・10月末・翌年1月末)に分けて納付書等により直接納付する方法
- ◎特別徴収…毎月の給与(6月～翌年5月)や公的年金から差し引いて納付する方法

市民税・県民税税額決定・納税通知書の見方

<1ページ目>

令和 年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長 公印

次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。

| 給与特別徴収税額 | 公的年金特別徴収税額(詳細は次頁) | 普通徴収税額 | 年税額 | 所得税 | 均等額 |
|----------|-------------------|--------|-----|-----|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

◎普通徴収の方法によって納める額及び納期限

| 期 | 納付額 | 納期限 |
|-----|-----|---------|
| 第1回 | 円 | 6月30日 |
| 第2回 | 円 | 8月31日 |
| 第3回 | 円 | 10月31日 |
| 第4回 | 円 | 翌年1月31日 |

お電話でお問い合わせの際は
この番号を教えてください。

あなたが支払う1年間の
市民税・県民税の金額です。

市民税・県民税は年4回に分けて
納付します。各回の納付額と納期
限が書かれています。

<3ページ目>

課税の基となった収入(所得)金額と控除金額です
前年の1月から12月までの収入で課税されます。

- ・市役所に提出する市民税・県民税申告書
- ・税務署に提出する確定申告書
- ・会社が市役所に提出する給与支払報告書

などを基に税額を計算しています。

◎所得・控除の明細書

| 本人 | 該当区分 | 配偶者 | 扶養親族 | 課税区分 | 特別障害 | 普通障害 |
|-----------------|------|------|------|-------|------------|------|
| 特別障害 | 普通障害 | ひとり親 | 寡婦 | 勤労学生 | | |
| 控除区分 | 配偶者 | 一般扶養 | 特定扶養 | 年少扶養 | 老人扶養 | 特別障害 |
| | | | | 同居老親等 | 計 | 計 |
| 営業等・農業 | | | | | 雑損控除 | |
| 不動産 | | | | | 医療費控除 | |
| 利息 | | | | | 社会保険料 | |
| 配当 | | | | | 小規模企業共済等掛金 | |
| (給与収入) | | | | | 生命保険料 | |
| 給与所得(所得金額調整控除後) | | | | | 地震保険料 | |
| (公的年金等収入) | | | | | 本人障害 | |
| 雑・譲渡一時 | | | | | 扶養控除 | |
| 計 | | | | | 寡婦ひとり親 | |
| 分離前期 特控前 | | | | | 勤労学生 | |
| 分離前期 特控前 | | | | | 扶養控除 | |
| 分離中期 特控後 | | | | | 配偶者控除 | |
| 分離中期 特控後 | | | | | 配偶者特別控除 | |
| 山林・株式・先物 | | | | | 基礎控除 | |
| 繰越損失 | | | | | 控除計 | |
| 会社振替 | | | | | | |

収入

控除

市の税金は、納期限までに支払わなければなりません。納期限を過ぎると、延滞金がかかります。
納付が難しい場合や納付方法についてご相談がある場合は納税課にご連絡ください。